

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	(仮称)小田原駅東口図書館の運営等 について	図 書 館
2	酒匂川サイクリングコースの移管につ いて	スポーツ課
3	産婦人科医療施設の開業について	福祉政策課
4	小田原市自殺対策計画の策定について	健康づくり課
5	小田原市立病院再整備基本構想につい て	経営管理課
6	小田原市立病院院内保育所における入 所幼児死亡事案に係る検証報告につい て	経営管理課

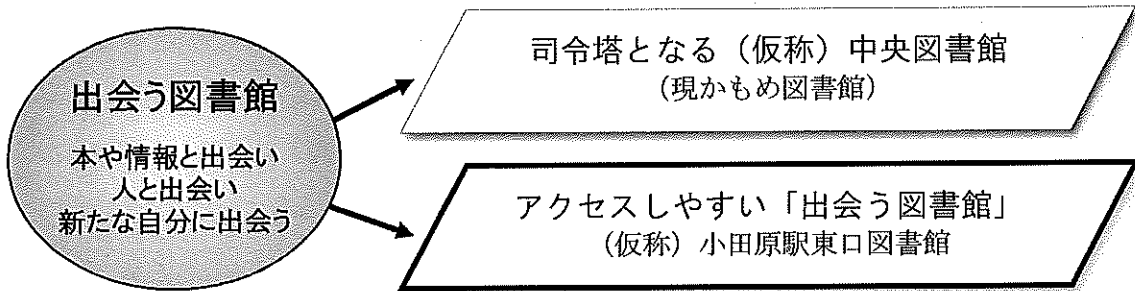
平成30年12月5日



## (仮称) 小田原駅東口図書館の運営等について

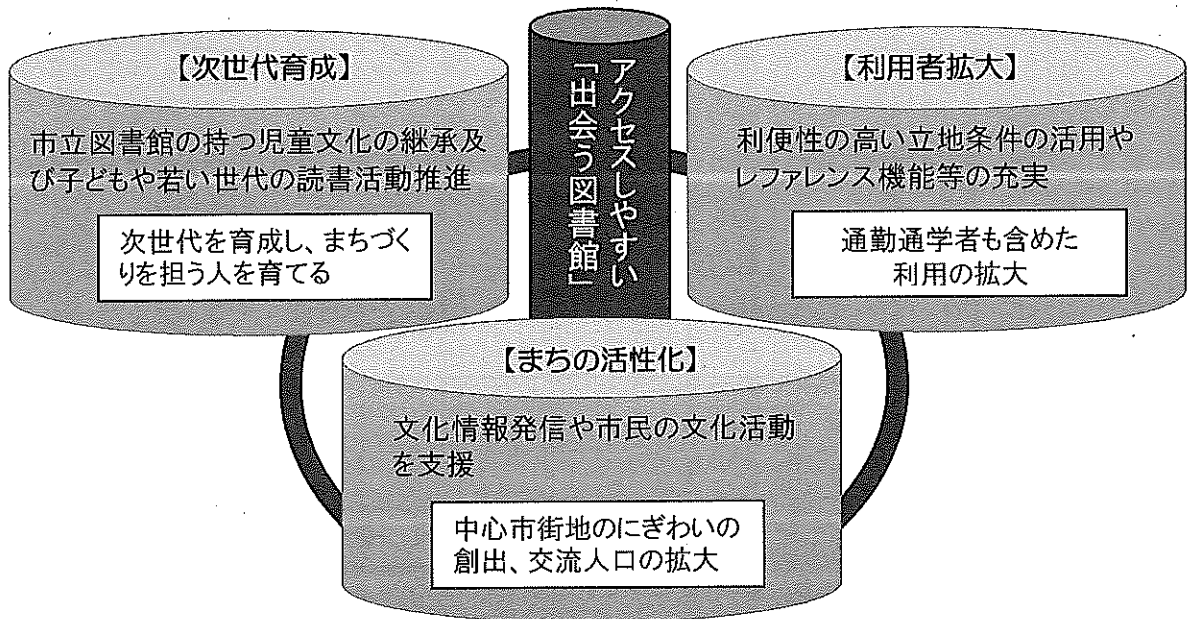
### 1 (仮称) 小田原駅東口図書館の位置付けと機能

小田原市の図書館は、「出会う図書館」を基本理念として、図書館行政の司令塔となる(仮称)中央図書館(現かもめ図書館)と、平成32年度内に「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設」内に整備する(仮称)小田原駅東口図書館の2館体制となるが、(仮称)小田原駅東口図書館の主な役割、機能等は次のとおりである。



#### (1) 主な役割

(仮称) 小田原駅東口図書館では、アクセスの良さを活かし利便性を実感できる図書サービスを提供していく。(小田原市図書施設・機能整備等基本方針より)



#### (2) 主な機能

##### ○閲覧・貸出

小田原駅近隣の各種学校の学生や駅利用の通勤・通学者、また高齢者など、あらゆる層の利用者に対応するため、広範な資料(情報)を提供する。

##### ○レファレンスサービス(情報を求める利用者への支援。情報源の提示、紹介等)

コンピュータや各種データベース等によるレファレンスツールを整備し、専門カウンターの設置など配置や人的対応等、必要な体制整備を実施する。

### ○子どもの読書活動推進

子どもや若い世代の読書活動を推進することにより、次世代を育成し、これからのまちづくりを担う人間を育む拠点となる図書施設を目指す。

隣接する子育て支援センターとの連携による各種事業や、読書離れが懸念される中高生を対象とした事業を積極的に展開する。

### ○学習支援

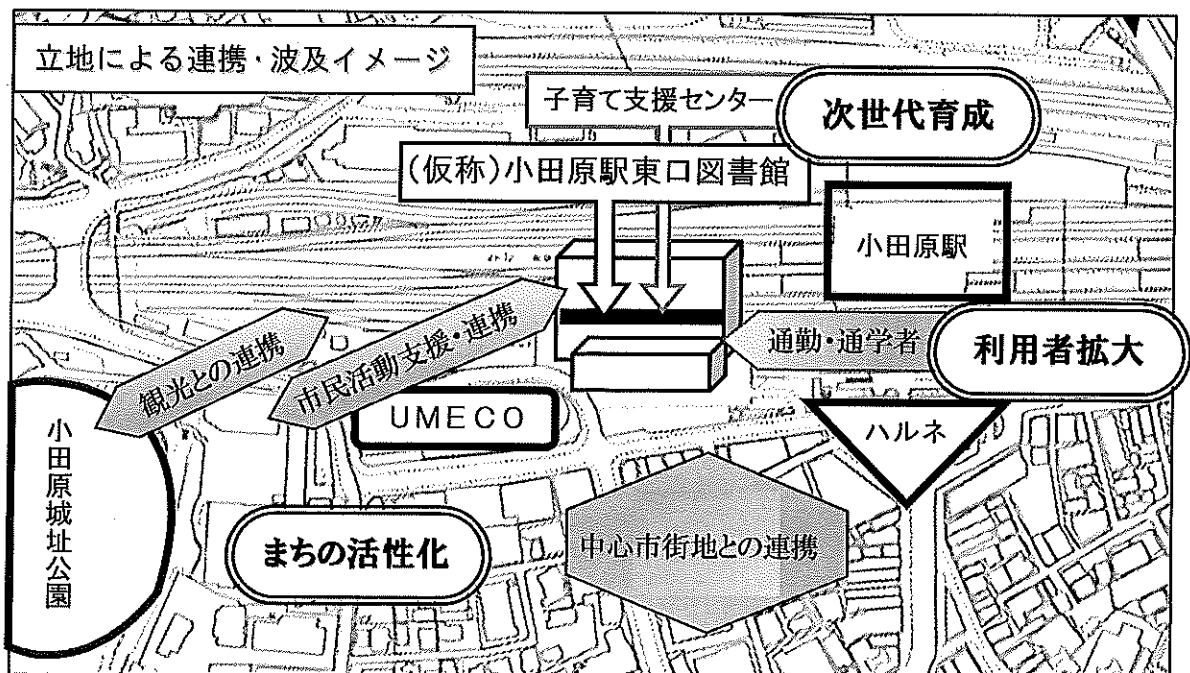
利用者の調査・研究や課題解決に対して、正確な情報や基礎的資料の提供及び学習場所の提供をする。

### ○情報発信・にぎわいの創出

資料提供だけでなく近隣施設等との連携事業を実施するなど、地域の文化情報等を発信することにより、中心市街地のにぎわいを創出、交流人口の拡大を図る。

### (3) 施設概要

ア 名 称	小田原市立小田原駅東口図書館
イ 所在地	小田原市栄町1丁目1番15号（広域交流施設6階）
ウ 延床面積	1,316.34㎡（隣接施設…子育て支援センター 211.47㎡）
エ 収容可能冊数	80,000冊
オ 主な施設内容	一般コーナー、ティーンズコーナー、郷土資料・情報発信コーナー、新聞・雑誌コーナー、子と親のスペース（児童書架等）、多目的室、予約本コーナー、インターネット閲覧コーナー、レファレンスコーナー等
カ 主な留意点	・ユニバーサルデザインを導入した、誰もが使いやすい施設 ・図書館に求められる機能を損なわない動線や配置 ・維持管理、ランニングコスト、環境への配慮 ・眺望の良さを活かした、魅力的な空間づくり



## 2 図書館の運営等

(仮称) 小田原駅東口図書館及び(仮称) 中央図書館(現かもめ図書館)の開館時間や休館日等については次のとおりとし、小田原市図書館条例の一部改正等を行うこととする。

### (1) 開館時間

図書館名	現状	平成32年度以降
中央図書館	午前9時から午後7時まで 土曜日、日曜日及び休日は午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで 土曜日、日曜日及び休日は午前9時から午後5時まで
小田原駅東口図書館		午前9時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び休日は午前9時から午後6時まで

【参考】市立図書館(星崎記念館)の開館時間

午前9時から午後5時まで 金曜日は午前9時から午後7時まで

### (2) 休館日

図書館名	現状	平成32年度以降
中央図書館	毎月第4月曜日 12月28日から1月3日まで 特別整理期間(5月1日から6月30日までの間で7日以内)	毎週月曜日 12月28日から1月3日まで 特別整理期間(5月1日から6月30日までの間で7日以内)
小田原駅東口図書館		毎月1回 12月28日から1月3日まで 特別整理期間(5月1日から6月30日までの間で7日以内)

【参考】市立図書館(星崎記念館)の休館日

毎月第4月曜日 12月28日から1月3日まで  
特別整理期間(5月1日から6月30日までの間で7日以内)

### (3) 管理運営体制

図書館名	現状	平成32年度以降
中央図書館	市直営(カウンター業務は委託)	市直営(カウンター業務は委託、地域資料は直営)
小田原駅東口図書館		指定管理者による管理運営

【参考】市立図書館(星崎記念館)の管理体制

市の直営(カウンター業務は臨時職員が対応)

### 3 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
平成30年12月14日 ～31年1月15日	小田原市図書館条例の一部改正及び星崎記念館条例 廃止に伴うパブリックコメントの実施
平成31年2月	市議会3月定例会に関連条例議案の上程（予定） ・小田原市図書館条例の一部改正条例 ・星崎記念館条例を廃止する条例 ・附属機関設置条例の一部改正条例
平成31年3月16日	図書館分館閉館
平成31年度	指定管理者の選定
平成32年3月	市立図書館（星崎記念館）閉館
平成32年度	（仮称）小田原駅東口図書館 開館

## 1 事業概要

酒匂川サイクリングコースは、昭和44年に神奈川県が南足柄市の大口広場から小田原市中曽根地内の富士道橋までの約9kmを「酒匂川青少年サイクリングコース」として整備したものであり、これまで神奈川県が維持管理をしてきたが、平成32年4月を目途として、小田原市、南足柄市、開成町に移管されることで協議調整が進められている。

小田原市に移管される区間は、開成町との行政界から富士道橋までの間の約3.3kmとなる。なお、富士道橋から下流のサイクリングロードについては、平成19年の整備当初から小田原市が所管し、その維持管理にあっている。

## 2 移管に係る経緯

### ・平成6年度

サイクリングコースが生活道路化したこと等から、青少年施設としての性格が希薄となり「青少年サイクリングコースの管理運営に関する基本方針」を神奈川県が策定

《青少年サイクリングコースの管理運営に関する基本方針》

○貸出自転車の廃止

○サイクリングコースの管理主体の変更

・安全に活用できる施設は希望する市町村に移管

・活用を希望する市町村がないものや安全な活用に適さなくなったものは、河川管理者に返還又は所管換える

### ・平成12年度

神奈川県から小田原市、南足柄市、開成町に対し県のサイクリングコース移管に向けた協議依頼があり、小田原市は富士道橋から酒匂川河口までのサイクリングコースの延伸を要望

### ・平成17年度

富士道橋から酒匂川河口までの区間については、神奈川県と小田原市との協調事業として整備し、整備後は小田原市が維持管理していくということで基本合意の確認

### ・平成19年度～平成29年度

基本合意に基づき、小田原市は富士道橋から狩川渡河橋までの区間及び、酒匂川スポーツ広場第4ソフトボール場から国道1号手前までの区間の舗装整備を実施

### ・平成28年度～

神奈川県と小田原市、南足柄市、開成町とで、県のサイクリングコース移管に係る意見交換会を定期的に開催し、平成32年4月を目途とした移管に向けて調整中

## 3 今後のスケジュール

時期	内容
平成31年2月	神奈川県議会定例会に補修工事予算案を提出
4月	神奈川県による補修工事等の実施（平成32年1月完了予定）
平成32年3月	移管に係る協定書の締結
4月	工作物等譲渡契約書の締結、地元市町へサイクリングコースの移管

酒匂川サイクリングコース（小田原市域）

移管区間 S44 整備  
 延長 約 3,300m  
 幅員 約 2m

H19～H27 整備  
 延長 約 2,700m  
 幅員 約 2m

H29 整備  
 延長 432m  
 幅員 約 2m

足柄紫水大橋

報徳橋

富士道橋

小田原アリーナ



富士見大橋

小田原テニスガーデン

狩川渡河橋

小田原大橋

酒匂川スポーツ広場

	県管理区間（移管区間）
	市管理区間（サイクリングロード）



## 産婦人科医療施設の開業について

## 1 名称

小田原レディースクリニック

## 2 開設者

西原 富次郎 氏

## 3 施設用地

- (1) 所在・地番 小田原市城山二丁目422番5及び427番2  
(旧社会福祉センター跡地)
- (2) 敷地面積 1861.27㎡ (公簿)
- (3) 所有者 小田原市 (30年間の定期借地権設定契約)

## 4 建築概要

- (1) 構造等 木造2階建て
- (2) 延床面積 1404.41㎡
- (3) 病床数 14床
- (4) 駐車台数 11台

## 5 開業予定

平成31年1月中

## 6 産婦人科医療施設整備費補助金交付実績 (7,040万円)

- (1) 平成28年度 7,325千円
- (2) 平成29年度 63,075千円

【 参考 】

年度	日付	内容
平成 27 年度	12 月 8 日	基本協定締結（市・事業主）
	1 月 27 日	事業用定期借地権設定契約のための合意書締結 （市・事業主）
平成 28 年度	11 月 1 日	工事請負仮契約締結（事業主・工事施工業者）
	2 月 15 日	小田原市産婦人科医療施設整備費補助金の概算払
	3 月末	実施設計完了
平成 29 年度	7 月 25 日	工事請負契約締結
	7 月 26 日	事業用定期借地権設定契約締結（公正証書）
	8 月上旬	建設工事開始
	3 月 28 日	小田原市産婦人科医療施設整備費補助金の交付決定
平成 30 年度	12 月中旬	建設工事等完了予定
	1 月	開業予定

## 小田原市自殺対策計画の策定について

## 1 小田原市自殺対策計画（素案）の概要

## (1) 目的

「小田原市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）は、本市の自殺の特徴を踏まえ、今後の自殺対策における方向性や取組を定めることを目的とする。

## (2) 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定による市町村自殺対策計画として定めるとともに、上位計画である第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」や住民の健康の増進を推進するための「小田原市健康増進計画」などとの整合性を取るよう位置付ける。

## (3) 期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年）から平成34年度（2022年）までの4年間とする。

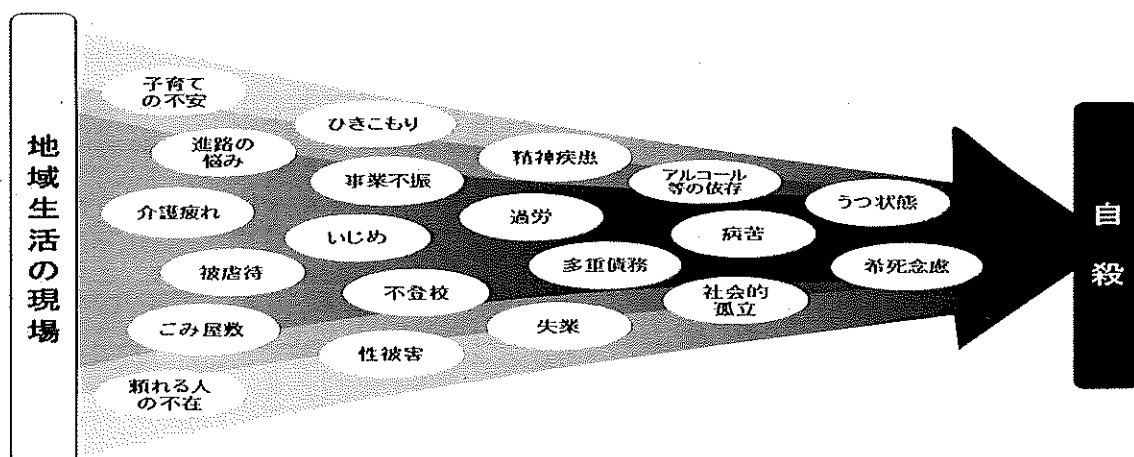
## (4) 本市の自殺の特徴（平成24年度から平成28年度までのデータから）

- ア 自殺死亡率は、これまで概ね減少傾向にあるが、国、神奈川県を上回る。
- イ 性別・年齢別自殺死亡率は、神奈川県全体と比べ、男性は20代、40代及び60代以上、女性は60代及び80歳以上の高齢者が顕著に高い。
- ウ 性別、年齢別、職業・同居人の有無で自殺者数を見ると、「男性60歳以上、無職同居」が多い。

## (5) 基本理念等

計画の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現を目指す。」とし、次の3つの基本認識等に基づき、施策を展開する。

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺対策は継続して取り組むべき課題である。
- ✓ 各関係機関が連携して、地域レベルの実践的な取組を推進する必要がある。



(6) 施策の体系イメージ

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない<sup>まち</sup>小田原の実現



「基本方針」

- ・自殺に至る経路を断つために、一人ひとりの問題に寄り添った支援を行う。
- ・自殺に対する理解を促し、地域の様々な人や機関と「つながる」ことで、見守り、支える力を強化し、「孤立」を防ぐ環境を整える。
- ・「生きる力を育む」ことで、生きづらさを克服できる力を身に付け、自殺を予防する。

「基本施策」

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「重点施策」

- 1 子ども・若者対策
- 2 高齢者対策

自殺対策に関連し得る既存事業  
(生きる支援に対する施策)

(7) 目標

「自殺を考えている人を、一人でも多く救う」ことを目指すこととし、当面の数値目標として国や神奈川県の数値目標を踏まえ、自殺死亡率（人口動態統計）を平成28年の17.6を基準に、4年間で12%以上減少させ、平成33年（2021年）に15.4以下とする（自殺死亡率は、人口10万人対）。

(8) 推進体制及び進行管理

小田原市自殺予防対策庁内連絡会議において情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進するとともに、庁内担当課や関係機関等との協力のもと、本計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映する。

2 今後の予定

- (1) 平成30年12月14日から  
平成31年 1月15日まで パブリックコメントの実施
- (2) 平成31年 2月13日 第3回小田原市自殺対策計画策定検討委員会
- (3) 平成31年 3月 計画策定

# 小田原市自殺対策計画（素案）

平成30年12月



## 1 新病院整備の基本方針

### 理念

患者の権利を尊重した患者中心の医療に努めるとともに、地域基幹病院としての機能を発揮し、地域住民から信頼され愛される病院を目指します。

### 基本方針

- 1 病院職員としての倫理を尊重し、患者の生命を尊重した安全で安心のできる医療を展開します。
- 2 医療水準の向上に努め、質の高い効率的な医療を提供します。
- 3 情報の提供に努め、開かれた病院にします。
- 4 地域の医療機関と連携、協力して地域医療の発展に貢献します。
- 5 病院の健全な経営に努め、良質な医療を継続的に提供します。

### 建替え後の新病院のあるべき姿 (コンセプト)

- 1 患者に信頼される病院であること
- 2 急性期医療を担う病院であること
- 3 地域医療連携の強化
- 4 経営の健全化

## 2 新病院施設整備の基本的な考え方

快適な療養環境の整備

災害拠点病院としての機能の整備

感染対策に関する機能の整備

安全対策に関する機能の整備

経済性を考慮した施設の整備

地域医療連携のための機能の整備

新病院の  
整備方針

使いやすい病院機能の整備

来院患者の利便性の向上

医療従事者が働きやすい環境の整備

医療機器の整備

ICTを活用した医療環境の整備

## 3 新病院の診療機能

充実させる診療機能

救命救急センター

手術室の拡充

各種集中治療ユニット

医療ニーズを踏まえた  
診療科の拡充

5 疾病への対応

がん医療

急性心筋梗塞医療

脳卒中医療

糖尿病医療

精神医療

5 事業への対応

救急医療

小児医療

周産期医療

災害時医療

在宅医療

## 4 新病院整備の概要

### 1 新病院整備の概要

#### (1) 病床規模

地域医療構想における医療需要等に基づき、現状の 400 床程度は維持することとし、基本計画策定の中でさらに検討します。

#### (2) 延床面積

新病院の延床面積は、今後の診療機能拡充を見込むと 1 床当たりの延床面積は 90 m<sup>2</sup>~100 m<sup>2</sup>程度の規模が想定され、全体で 36,000 m<sup>2</sup>~40,000 m<sup>2</sup>程度の延床面積が必要と試算されますが、基本計画策定において検討します。

#### (3) 建設場所

市立病院は、開設時から当地に立地しており、市民に馴染みがある上、市民の利便性、医療従事者等人材確保等の観点から、まずは現地建替えから検討を進めていくこととしました。今後、都市計画法をはじめとした、土地利用規制との整合、周辺環境への影響、交通アクセス等の検討を進め、現地建替えの可否を見極めたうえで、基本計画を策定します。

#### (4) 整備スケジュール

想定スケジュールは、基本構想を平成 30 年中に策定後、現地建替えの可否を見極めたうえで基本計画を策定、その後基本設計及び実施設計を順次策定し、工事を経て、遅くとも 2025 年度の開院を目指し進めていきます。

#### (5) 整備手法

整備手法の選択にあたっては、各整備手法のメリットやデメリットを踏まえ、基本計画策定の中で、再整備に最適な整備手法を決定します。

### 2 新病院整備の事業費

(1) 市立病院の建替えの概算事業費について、近年建替えを行った公立病院の建設単価を参考に概算の事業費を試算したところ 189 億円~225 億円程度と見込んでいます。

(2) 再整備費用の財源は、その大部分について病院事業会計が借り入れる企業債となる見込みです。しかし、病院の再整備は大規模事業となりますので、活用できる国や県等の補助金が無いか調査する等、財源の確保に向けた検討を行い、最少の事業費となるよう努めます。



# 小田原市立病院再整備基本構想

平成 30 年 12 月  
小田原市立病院



## 小田原市立病院再整備基本構想(素案)に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立病院再整備基本構想(素案)
政策等の案の公表の日	平成30年9月14日(金)
意見提出期間	平成30年9月14日(金)から平成30年10月15日(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	21件(6人)
インターネット	3人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	2人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	11
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	8

〈具体的な内容〉

(1)新病院整備の基本方針に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	地域医療連携推進法人を活用することで機能分担と連携を推し進め、経営改善を実現している例もあり、本市においても同制度の活用も視野に入れて建替え計画を進めることを提案する。	C	市立病院では、地域医療機関との連携について、国が進める「機能分化」を推進していくこととしています。まずは、平成29年3月に策定した「小田原市立病院経営改革プラン」に沿って、経営改善を図り地域医療連携の強化を推進します。地域医療連携推進法人については、今後の検討課題とします。
2	輪番制度の検討は出来ないのでしょうか。例えば整形外科等どこにいけばよいのか分からない時がある。	D	県西地域の救急医療は、広域二次病院群輪番制により当番の医療機関が対応しています。
3	何処へ受診・診察するにも大きな声で名前が呼ばれる。個人情報の徹底が成されていない。	B	新病院のあるべき姿として、患者に信頼される病院であることをコンセプトの一つとし、患者プライバシーへの配慮及び患者中心の医療を展開することとし、改善に努めていきます。
4	従業員のマナーが悪い。	B	新病院の理念として、患者の権利を尊重した患者中心の医療に努めることとし、改善に努めていきます。
5	受付に関する人の多さに無駄を感じる。システム化がなされていない。	B	新病院では、効率的な人員配置となるように検討していきます。
6	設備が古い。駐車場の自動設備の完備を。緊急搬送体制が不十分。通路の狭さ。エレベーターが遠い。狭い。	B	新病院では、快適な療養環境の整備として、バリアフリー化した十分な広さの診察室や設備とし、誰もが安全に診療が受けることが出来るように整備することとしています。
7	診察の待ち時間が長い。	B	快適な療養環境の整備として、外来の受付、検査、診察、会計の流れがスムーズにいくよう動線に配慮することとし、改善に努めていきます。

8	入院の個室が少ない。	B	新病院では、4人部屋を基本としますが、療養環境の向上に対するニーズが高まりつつあることを踏まえ、個室の割合を増加させる等、特別療養環境室の割合を高めることを検討していきます。
9	災害拠点病院として、医薬品などの備蓄庫を整備し、ローリングストックできるものとそうでないものを区別しつつ、圏域で融通しあえる体制を構築すべきである。	B	災害が発生した場合の応急対策活動を適切に実施するため、小田原市が小田原薬剤師会等七団体と医薬品などの調達に関する協定を締結しています。
10	災害時にヘリポートがほしい。	B	災害拠点病院としての機能の整備として、緊急性の高い重篤患者や大規模災害時の患者等の受入・搬送に対応できるよう病院敷地内にヘリポートを整備することとしています。
11	足柄上病院に隔離病棟が用意されているが、次期市立病院にも隔離病棟の設置が必須のほうではないのか。	D	県西二次保健医療圏では、神奈川県保健医療計画で定められている感染症病床の基準病床数が、すでに県立足柄上病院に整備され過不足ない状況ですので、市立病院に感染症病床を設置する予定はありませんが、救命救急センターを有する病院として感染症患者への対応も考慮した病院となるよう整備します。
12	路線バスなどでの通院者が病院玄関口で乗降できるよう強く求める。	B	来院患者の利便性の向上として、病院敷地内へのバスロータリーの整備を関係機関と調整することとしています。
13	先進的な医療機器が整備された医療機関で、適切な指導を受けられる体制を構築し、研修医の養成を試みることを期待したい。	B	市立病院は、管理型臨床研修病院の指定を受けており、毎年8名の研修医を募集し充足している状況です。引き続き、地域における多様な症例を経験できる研修施設であるよう努めていきます。

14	小児救急に大変お世話になっております。維持をお願いしたい。	B	新病院の診療機能の一つとして小児医療への対応を掲げており、引き続き県西二次保健医療圏における小児医療の基幹病院として、通常の外来診療だけでなく、地域の医師会との連携の下、小児夜間救急外来も行うことで、24時間体制で新生児や小児救急に対応し、安心して子育てできる環境づくりに貢献していきます。
----	-------------------------------	---	---

(2) 新病院整備の概要に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	J T跡地をイオンから買戻し、そこに病棟（建物）を移設すべき。	D	市立病院の建設場所については、移転を含め検討しましたが、市立病院が開設時から当地に立地しており、市民に馴染みがある上、市民の利便性、医療従事者等人材確保等の観点から、まずは現地建替えから検討を進めていくこととしています。
2	現地建て替えではなく移転建て替えすべきものと指摘する。	D	市立病院の建設場所については、移転を含め検討しましたが、市立病院が開設時から当地に立地しており、市民に馴染みがある上、市民の利便性、医療従事者等人材確保等の観点から、まずは現地建替えから検討を進めていくこととしています。
3	通院のための車両駐車場も不足がちになっている状況を、更に工事車両の運行で混乱に拍車をかけるということに関する対処が示されていない。	C	市立病院の建替え工事に関する駐車場の不足、動線の整理等の具体的な事項については、今後の検討課題と考えています。

(3)その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	市立病院では不可能な病気で他の病院へ行かざるを得ない。	D	国が進める「機能分化」に対応するため、市立病院では、県西地域の基幹病院として高度急性期、急性期医療の役割を担っています。当院で治療ができない疾患については、より専門的な治療ができる病院と連携しています。
2	大雄山線井細田駅と小田急線足柄駅に、簡易的にでも良いのでバスロータリーの設置とタクシー・自家用車の送迎用のスペースを確保すべき。	D	鉄道の駅にバスロータリーを設置すること等につきましては、市立病院再整備事業の対象外と考えています。
3	足柄駅に関しては、現在の改札口と反対側に設けるよう、小田急電鉄に要請すべき。	D	鉄道の駅改札口の改修につきましては、市立病院再整備事業の対象外と考えています。
4	主要通行路である県道小田原山北線については、所管庁の神奈川県に予算を政策的に傾斜配分して早期に完成開通させることを求めるべき。	D	県道小田原山北線の整備につきましては、市立病院再整備事業の対象外と考えています。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	診療状況、経営状況に関する表記について「平成29年度（見込）」となっている個所を「平成29年度」とします。	平成29年度小田原市病院事業会計決算が市議会において認定されたため、修正します。
2	新病院の建設場所について「基本計画策定の中で建設場所を決定します。」となっている個所を「現地建替えの可否を見極めたうえで、基本計画を策定します。」とします。	新病院の建設場所については、最終的には基本計画の中で位置付けますが、現地での建替えの可否を見極めたうえで基本計画を策定することとしているので、表現を修正します。
3	新病院の整備スケジュールについて、開院の時期を「2024年4月」から「遅くとも2025年度」とします。	これまでは最短の想定スケジュールを示していましたが、各段階での十分な検討を行う必要や他事例を踏まえ、目標スケジュールを修正した上で短縮を図っていく旨に修正します。 なお、付随するスケジュール表も同時に修正します。



## 小田原市立病院院内保育所における入所幼児死亡事案に係る検証報告について

平成29年1月20日に小田原市立病院院内保育所で起きました入所幼児死亡事案に係る、神奈川県「神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」（以下「検証委員会」と言う。）の検証報告書が、平成30年10月30日に公表されましたので、その概要及び事案発生後の主な対応について報告いたします。

### 1 事案の概要

平成29年1月20日（金）午後2時30分頃、小田原市立病院院内保育所において、2歳女児が午睡していたところ、保育士が女児の顔色等の変化に気づいたため、同一敷地内にある小田原市立病院に救急搬送して、医師による心肺蘇生等を行ったが、同日午後3時19分に死亡が確認された。

同年7月に警察から得た司法解剖の結果及び見解は、「病死であり、事件ではない」とのことであった。なお、事案発生直後、警察から「感染症の疑い」との見解が示されていたが、感染症は特定されておらず、本事案発生後、当保育所で感染症を疑わせる事案の報告はない。

### 2 県内の認可外保育施設における児童死亡事案に係る検証報告書について

#### （1）検証委員会の目的と概要

県内の認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、平成28年11月に設置（事務局は神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課）。

教育・保育分野の学識経験者や医師等5人で構成される。

#### （2）検証報告書の内容

「概要版」参照。

なお、検証の目的は、「死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する」（報告書P3）ことである。そのため、市立病院の院内保育所が、認可外保育施設が求められる基準を満たしていることを踏まえた上で、「保育をする組織や体制に弱点があった」（報告書P2）として、問題点や課題を指摘し、提言を行っている。

### 3 事案発生後の主な対応

#### （1）保育事業者の主な対応

- ① 午睡時の呼吸チェックについて、2歳の誕生日以降は特に確認する決まりはなかったが、2歳の誕生日以降も10分おきの確認をするようにした。
- ② 午睡中でも児童の顔色を確認できるよう、午睡する部屋のカーテンを閉めないようにするとともに、閉める場合は電気をつける等、明るさを保つようにした。
- ③ 朝の受入れ時は、検温以外の情報も保護者から積極的に取るようにした。

## (2) 市立病院の主な対応

- ① 緊急時には保育士が救急外来に直接連絡するよう連絡体制を見直した。
- ② 保育士に対し、BLS（一次救命処置）講習を病院として実施した。
- ③ 保育所内にAEDを設置し、保育士に操作訓練を実施した。
- ④ 乳幼児の睡眠中の呼吸などの身体の動きを見守るセンサーを導入した。

## 神奈川県内の認可外保育施設における児童死亡事故事案に係る検証報告書 (概要版)

### 1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成 28 年 11 月 18 日に設置した「神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」が検証主体となり実施。
- 平成 29 年 3 月から平成 30 年 8 月にかけて検証委員会を 7 回、事務局による現地調査、関係者ヒアリングを実施。
- 平成 30 年 10 月 30 日、検証委員会から検証結果・提言を受け、検証報告書を公表。

### 2 検証事案の概要

平成 29 年 1 月 20 日（金）午後 2 時 30 分頃、県内の認可外保育施設において、2 歳 1 か月の女兒が午睡していたところ、保育士が本児の顔色等の変化に気づいたため、同一敷地内にある本施設の設置者が運営する病院に救急搬送。医師による心肺蘇生等を行ったが、同日午後 3 時 19 分に死亡が確認された。

### 3 明らかになった問題点や課題

項目	内容
(1) 午睡中の対応	睡眠中、2 歳以上は目視のみで、呼吸チェックや顔色の確認を行っていなかった。
(2) 緊急時の対応	救急搬送までの間、呼吸をしていないことに気付かず、救命処置を行っていなかった。
(3) 体調不良児の対応	本児は体調不良で、連絡帳に「少し強めの薬を飲んでいる」という記載があったが、こまめに観察するなどの特別な対応はしていなかった。
(4) 入所後間もない児童の対応	本児と一度も会ったことがない保育士が寝かしつけを行っていた。
(5) 午睡している部屋の環境	午睡していた部屋は遮光カーテンが引かれ、顔色の確認がしづらい環境だった。
(6) 職員への指導	現場の保育士に緊急・危機管理マニュアルが周知されておらず、事故が発生した時は設置者の職員に連絡をして判断を仰いでいた。

## 4 検証委員会からの提言の主なポイント

### (1) 保育事業者への提言

1 午睡時における対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・0～1歳児は必ず呼吸チェックを行い、2歳児以上はきめ細かく観察すること。</li><li>・顔色の確認がしづらい体勢で寝ていた場合は、寝ている体勢を変えること。</li></ul>
2 緊急時の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的に緊急時を想定した訓練を実施すること。</li><li>・緊急時の迅速な対応手法を事業者ごとに検討し、職員への周知を図ること。</li><li>・児童の健康状態等を書面により確認、保管しておくこと。</li><li>・施設内にAED（小児用）や、カメラの設置に努めること。</li></ul>
3 体調不良児の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・体調不良児に対しては、観察を十分に行い、体調の変化に注意すること。</li><li>・特に、薬を飲んでいる場合は、2歳児以上でも呼吸チェックを行うこと。</li></ul>
4 入所後間もない児童の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・入所後間もない児童はなるべく特定の保育士により保育を行うこと。</li><li>・入所後一定期間は慣らし保育を行うなど、環境に慣れるための配慮をすること。</li></ul>
5 午睡している部屋の環境
<ul style="list-style-type: none"><li>・午睡する部屋は、児童の顔色が確認できる程度の明るさを保つこと。</li></ul>
6 職員への指導
<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理や感染症対策等のマニュアルを園に備え、園内研修を定期的実施すること。</li><li>・内容について職員の意見を求め、使いやすいマニュアル作りに努めること。</li><li>・外部研修にも積極的に参加し、救急救命・心肺蘇生の講習への参加にも努めること。</li></ul>
7 職員間の情報共有
<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の性格や特徴、日々の健康状態など、職員間での情報共有を図ること。</li></ul>

### (2) 神奈川県への提言

8 保育所等における取組みの支援
<ul style="list-style-type: none"><li>・提言の実施方法等について、県巡回指導員・市町村と連携して、指導・助言をすること。</li><li>・実施状況について、施設監査や巡回指導の機会を通じて十分に確認すること。</li></ul>
9 研修機会の充実
<ul style="list-style-type: none"><li>・認可外保育施設の職員向けの研修の充実に努めること。</li><li>・演習やグループ討議を組み合わせるなど、より実践的な研修を実施すること。</li></ul>
10 保育の受け皿確保
<ul style="list-style-type: none"><li>・待機児童解消に向けて、県は市町村と連携して保育の受け皿確保を図ること。</li><li>・認可外保育施設の認可化移行を一層推進すること。</li></ul>

神奈川県内の認可外保育施設における  
児童死亡事案に係る検証報告書

平成 30 年 9 月

神奈川県保育施設等における重大事故の  
再発防止のための事後的検証委員会

